

羽生市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則

羽生市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>（収支報告書）</u></p> <p><u>第5条 条例第8条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第7号）によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（収支報告書の写しの送付）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">（会計帳簿等の整理保管）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">（その他）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（収支報告書の写しの送付）</p> <p><u>第5条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">（会計帳簿等の整理保管）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">（その他）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p>

様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第5条関係）

会派に係る政務活動費収支報告書

年 月 日

羽生市議会議長様

会派名

経理責任者名

年度政務活動費収支報告書

羽生市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入 円（政務活動費）

2 支出

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

3 残額 円

（注）備考欄には、主たる収支の内訳を記載する。

無所属議員に係る政務活動費収支報告書

年 月 日

羽生市議会議長様

議員名

年度政務活動費収支報告書

羽生市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入 円（政務活動費）

2 支出

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる収支の内訳を記載する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。